

【資料5】青少年保護育成条例 制定の趣旨・直近5年間の状況・社会状況

制定の趣旨	直近5年間における条例の施行の状況	条例に関連する社会状況の推移																																																																																				
<p>条例全般</p>	<p>条例全般</p> <p>【条例周知度】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例の規定内容で何らかか知っている割合</td> <td>60.7</td> <td>60.3</td> <td>63.2</td> <td>65.3</td> <td>47.9</td> <td>▲ 12.8 ポイント</td> </tr> <tr> <td>条例は知っているが、内容は良く分からないと回答した割合</td> <td>18.8</td> <td>18.5</td> <td>18.1</td> <td>16.2</td> <td>13.3</td> <td>▲ 5.5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>全く知らないと回答した割合</td> <td>20.5</td> <td>21.2</td> <td>18.7</td> <td>18.5</td> <td>38.8</td> <td>+ 18.3 ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>※青少年課(「青少年を取り巻く問題と保護者の意識に関するWEB調査」)より</p> <p>○ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により周知が十分に行えなかったことが背景にある。</p>		H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	条例の規定内容で何らかか知っている割合	60.7	60.3	63.2	65.3	47.9	▲ 12.8 ポイント	条例は知っているが、内容は良く分からないと回答した割合	18.8	18.5	18.1	16.2	13.3	▲ 5.5 ポイント	全く知らないと回答した割合	20.5	21.2	18.7	18.5	38.8	+ 18.3 ポイント	<p>条例全般</p> <p>【福祉犯罪(刑法犯を含む)の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害少年数</td> <td>696</td> <td>736</td> <td>677</td> <td>627</td> <td>537</td> <td>▲ 159 人</td> </tr> <tr> <td>検挙人数</td> <td>899</td> <td>829</td> <td>844</td> <td>826</td> <td>772</td> <td>▲ 127 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県警本部(「少年非行の概要」及び「聞き取り」)により青少年課で作成 ※福祉犯罪とは、児童に淫行させる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪。児童買春・児童ポルノ禁止法、未成年者喫煙禁止法、青少年保護育成条例、児童福祉法などの違反</p> <p>○ 検挙人員及び被害少年は減少している。</p>		H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	被害少年数	696	736	677	627	537	▲ 159 人	検挙人数	899	829	844	826	772	▲ 127 人																																			
	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																																																																																
条例の規定内容で何らかか知っている割合	60.7	60.3	63.2	65.3	47.9	▲ 12.8 ポイント																																																																																
条例は知っているが、内容は良く分からないと回答した割合	18.8	18.5	18.1	16.2	13.3	▲ 5.5 ポイント																																																																																
全く知らないと回答した割合	20.5	21.2	18.7	18.5	38.8	+ 18.3 ポイント																																																																																
	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																																																																																
被害少年数	696	736	677	627	537	▲ 159 人																																																																																
検挙人数	899	829	844	826	772	▲ 127 人																																																																																
<p>1条(目的)</p> <p>・この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することを目的に昭和30年1月に制定された。 ・その後の都市化、核家族化、情報化等の進展に伴い、ライフスタイルや保護者の意識の変化、地域の間関係の希薄化が指摘されるなど、青少年を取り巻く社会環境が大きく異なってきたことから、平成22年10月には、制定時の条例の性格を踏まえつつ新たに生じた課題に対応するため、条例が全面改正され、これに伴い目的規定も改正された。</p>	<p>1条(目的)</p> <p>【非行少年等の検挙・補導状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①非行少年</td> <td>3,276</td> <td>2,814</td> <td>2,352</td> <td>1,953</td> <td>1,788</td> <td>▲ 1,488 人</td> </tr> <tr> <td>②不良行為少年</td> <td>37,572</td> <td>37,559</td> <td>37,412</td> <td>34,937</td> <td>32,574</td> <td>▲ 4,998 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県警本部(「少年非行の概要」及び「聞き取り」)により青少年課で作成</p> <p>①犯罪少年(罪を犯した14歳以上20歳未満の少年)、触法少年(刑罰法令(刑法犯、特別法犯)に触れる行為をした14歳未満の少年)及びぐ犯少年(少年法に定める一定要件に該当し、かつ、性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年)の総称。</p> <p>②非行少年に該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年。</p> <p>○ それぞれ検挙・補導人数は減少している。</p> <p>【青少年保護育成条例違反検挙人数推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みだらな性行為等(31条関係)</td> <td>143</td> <td>136</td> <td>137</td> <td>131</td> <td>120</td> <td>▲ 23 人</td> </tr> <tr> <td>深夜同行外出(24条関係)</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>9</td> <td>▲ 7 人</td> </tr> <tr> <td>その他(質受け・買い受け等)</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>13</td> <td>+ 10 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県警本部からの聞き取りにより青少年課にて作成</p> <p>○ みだらな性行為等の件数は、H28以降減少に転じている。</p>		H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	①非行少年	3,276	2,814	2,352	1,953	1,788	▲ 1,488 人	②不良行為少年	37,572	37,559	37,412	34,937	32,574	▲ 4,998 人		H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	みだらな性行為等(31条関係)	143	136	137	131	120	▲ 23 人	深夜同行外出(24条関係)	16	22	21	21	9	▲ 7 人	その他(質受け・買い受け等)	3	5	6	7	13	+ 10 人	<p>1条(目的)</p> <p>【神奈川県の人口の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①人口(②を含む)</td> <td>9,128</td> <td>9,147</td> <td>9,163</td> <td>9,181</td> <td>9,201</td> <td>+ 73 千人</td> </tr> <tr> <td>②青少年人口</td> <td>1,387</td> <td>1,376</td> <td>1,363</td> <td>1,348</td> <td>1,333</td> <td>▲ 54 千人</td> </tr> <tr> <td>③世帯数</td> <td>4,070</td> <td>4,026</td> <td>3,983</td> <td>3,973</td> <td>4,170</td> <td>+ 100 千件</td> </tr> <tr> <td>④一世帯当たり人数(①/③)</td> <td>2.20</td> <td>2.27</td> <td>2.30</td> <td>2.31</td> <td>2.21</td> <td>+ 0.01 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県統計センターデータより</p> <p>○ 青少年人口は、5万人強減少。</p>		H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	①人口(②を含む)	9,128	9,147	9,163	9,181	9,201	+ 73 千人	②青少年人口	1,387	1,376	1,363	1,348	1,333	▲ 54 千人	③世帯数	4,070	4,026	3,983	3,973	4,170	+ 100 千件	④一世帯当たり人数(①/③)	2.20	2.27	2.30	2.31	2.21	+ 0.01 %
	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																																																																																
①非行少年	3,276	2,814	2,352	1,953	1,788	▲ 1,488 人																																																																																
②不良行為少年	37,572	37,559	37,412	34,937	32,574	▲ 4,998 人																																																																																
	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																																																																																
みだらな性行為等(31条関係)	143	136	137	131	120	▲ 23 人																																																																																
深夜同行外出(24条関係)	16	22	21	21	9	▲ 7 人																																																																																
その他(質受け・買い受け等)	3	5	6	7	13	+ 10 人																																																																																
	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																																																																																
①人口(②を含む)	9,128	9,147	9,163	9,181	9,201	+ 73 千人																																																																																
②青少年人口	1,387	1,376	1,363	1,348	1,333	▲ 54 千人																																																																																
③世帯数	4,070	4,026	3,983	3,973	4,170	+ 100 千件																																																																																
④一世帯当たり人数(①/③)	2.20	2.27	2.30	2.31	2.21	+ 0.01 %																																																																																

【資料5】青少年保護育成条例 制定の趣旨・直近5年間の状況・社会状況

制定の趣旨	直近5年間における条例の施行の状況	条例に関連する社会状況の推移												
<p>2条(基本理念)</p> <p>・社会全体の協力により青少年の健全な育成に取り組むため、すべての県民が共有すべき考え方を基本理念と示している。</p>	2条(基本理念)	2条(基本理念)												
<p>3～6条(責務)</p> <p>・県が担うべき基本的な役割、保護者の自覚の促進、県民の地域住民の立場での役割、事業者が事業活動を行う際の基本的役割を規定している。</p>	3～6条(責務)	3～6条(責務)												
<p>7条(定義)</p> <p>・制定時(昭和30年)には、就学前の乳幼児は、保護者の注意により阻害行為から守られているとの判断から、青少年の定義に含まれていなかったが、都市化や情報化の進展に伴い、深夜の繁華街で乳幼児を連れ回す保護者が見られるようになったことや、携帯電話や家庭用ゲーム機等が低年齢層にも普及し始めていること等を踏まえ、平成22年の条例改正により乳幼児も青少年の定義に含めることになった。</p>	7条(定義)	7条(定義)												
<p>8条(条例の解釈適用)</p> <p>・日本国憲法で定められた表現の自由や営業の自由等は絶対無制限なものではなく、公共の福祉の制限の下に立つものであることは明らかであるが、この条例の運用に当たっては、あくまで条例の目的(青少年の健全な育成を図る)を達成するためにのみ適用することとし、これらの自由を不当に侵害しないよう合理的な規制を行わなければならないことを特に規定している。</p>	8条(条例の解釈適用)	8条(条例の解釈適用)												
<p>9条(有害興行)</p> <p>・映画、演劇、演芸及び見せ物その他の興行等で青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものを指定し、これらの興行場に青少年が立ち入ることの無いよう規制措置を講じるため、制定時(昭和30年)に規定した。</p> <p>【罰則】観覧制限違反_30万円以下の罰金、禁止表示義務違反_10万円以下の罰金</p>	<p>9条(有害興行)</p> <p>【有害興行指定件数】</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>H28→R2</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>61</td> <td>59</td> <td>58</td> <td>43</td> <td>▲ 20 件</td> </tr> </table> <p>※青少年課データより ○ 減少傾向にある。(県内の成人向け映画館は1館(平成27年度以降～))</p>	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	63	61	59	58	43	▲ 20 件	9条(有害興行)
H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2									
63	61	59	58	43	▲ 20 件									

【資料5】青少年保護育成条例 制定の趣旨・直近5年間の状況・社会状況

制定の趣旨	直近5年間における条例の施行の状況	条例に関連する社会状況の推移																																																																																						
<p>10～12条(有害図書類)</p> <p>・有害図書類の個別指定は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を有害図書類として指定し、これらの図書類を青少年が入手したり、視聴したりすることがないように規制措置を講じるため、制定時(昭和30年)に規定した。</p> <p>・その後、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類の増加に伴い包括指定を、また、有害図書類が容易に青少年の目に触れたり、立ち読みされたりしないようにするため、図書類の販売又は貸付けを営む者に対し、有害図書類を陳列するときは ①規則第4条に規定する方法により他の図書類と区分して陳列すること ②屋内の容易に監視することができる場所に置くことを平成8年に規定した。</p> <p>・表紙のキャッチコピー等により内容を宣伝する「サンプルディスプレイ」は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類について公然と陳列されている状況となることから、青少年の目に触れないよう店舗の外部から見えない場所に置くことを、平成17年に規定した。</p> <p>【罰則】販売等違反_30万円以下の罰金、勧告命令違反_30万円以下の罰金</p>	<p>10～12条(有害図書類)</p> <p>【個別指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして、児童福祉審議会社会環境部会への諮問・答申を経て指定をしたもの ・R3.8現在マリファナ・Xなど16冊を指定(最新H25.2指定) <p>【包括指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多種多様な図書類が販売されている現状では、個別指定では十分な防止効果が期待できないことから、一定の基準にあるものを包括的に有害図書類としている。 ・図書類の試買を行って調査をした中で、有害図書類(包括指定)に該当するものを図書関係業界に例示するとともに、区分陳列を徹底するように通知している。(R3.4より休止) <p>【有害図書類例示通知等の推移】</p> <table border="1" data-bbox="797 687 1352 774"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>例示図書</td> <td>59</td> <td>57</td> <td>30</td> <td>19</td> <td>26</td> <td>▲ 33 点</td> </tr> <tr> <td>試売</td> <td>203</td> <td>207</td> <td>173</td> <td>150</td> <td>102</td> <td>▲ 101 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※青少年課作成</p> <p>○ 包括指定に該当する図書類は減少傾向にある。</p> <p>【有害図書類(本・雑誌等・映像ソフト)の区分陳列・18歳未満販売禁止等の表示の状況】</p> <table border="1" data-bbox="797 863 1823 1043"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H27又はH28→R1又はR2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">区分陳列している</td> <td>書店</td> <td>本・雑誌等</td> <td>-</td> <td>80.6</td> <td>-</td> <td>76.9</td> <td>-</td> <td>40.8</td> <td>▲ 39.8 ポイント</td> </tr> <tr> <td>複合店、古書店、映像ソフト取扱店</td> <td>本・雑誌等</td> <td>85.0</td> <td>-</td> <td>90.6</td> <td>-</td> <td>81.0</td> <td>-</td> <td>▲ 4.0 ポイント</td> </tr> <tr> <td></td> <td>映像ソフト</td> <td>91.5</td> <td>-</td> <td>93.2</td> <td>-</td> <td>86.1</td> <td>-</td> <td>▲ 5.4 ポイント</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">18歳未満販売禁止等の表示している</td> <td>書店</td> <td>本・雑誌等</td> <td>-</td> <td>78.5</td> <td>-</td> <td>81.5</td> <td>-</td> <td>79.6</td> <td>+ 1.1 ポイント</td> </tr> <tr> <td>複合店、古書店、映像ソフト取扱店</td> <td>本・雑誌等</td> <td>80.6</td> <td>-</td> <td>90.6</td> <td>-</td> <td>91.4</td> <td>-</td> <td>+ 10.8 ポイント</td> </tr> <tr> <td></td> <td>映像ソフト</td> <td>91.5</td> <td>-</td> <td>94.1</td> <td>-</td> <td>96.0</td> <td>-</td> <td>+ 4.5 ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>※青少年課「社会環境実態調査結果」より</p> <p>○ 禁止表示で改善が見られ区分陳列について後退が見られるが、令和元年に大手コンビニエンスストアチェーンが取り扱いをやめるなど、有害図書類を取り扱う店舗は限定的になっている</p>		H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	例示図書	59	57	30	19	26	▲ 33 点	試売	203	207	173	150	102	▲ 101 点			H27	H28	H29	H30	R1	R2	H27又はH28→R1又はR2	区分陳列している	書店	本・雑誌等	-	80.6	-	76.9	-	40.8	▲ 39.8 ポイント	複合店、古書店、映像ソフト取扱店	本・雑誌等	85.0	-	90.6	-	81.0	-	▲ 4.0 ポイント		映像ソフト	91.5	-	93.2	-	86.1	-	▲ 5.4 ポイント	18歳未満販売禁止等の表示している	書店	本・雑誌等	-	78.5	-	81.5	-	79.6	+ 1.1 ポイント	複合店、古書店、映像ソフト取扱店	本・雑誌等	80.6	-	90.6	-	91.4	-	+ 10.8 ポイント		映像ソフト	91.5	-	94.1	-	96.0	-	+ 4.5 ポイント	<p>10～12条(有害図書類)</p>
	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																																																																																		
例示図書	59	57	30	19	26	▲ 33 点																																																																																		
試売	203	207	173	150	102	▲ 101 点																																																																																		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	H27又はH28→R1又はR2																																																																																
区分陳列している	書店	本・雑誌等	-	80.6	-	76.9	-	40.8	▲ 39.8 ポイント																																																																															
	複合店、古書店、映像ソフト取扱店	本・雑誌等	85.0	-	90.6	-	81.0	-	▲ 4.0 ポイント																																																																															
		映像ソフト	91.5	-	93.2	-	86.1	-	▲ 5.4 ポイント																																																																															
18歳未満販売禁止等の表示している	書店	本・雑誌等	-	78.5	-	81.5	-	79.6	+ 1.1 ポイント																																																																															
	複合店、古書店、映像ソフト取扱店	本・雑誌等	80.6	-	90.6	-	91.4	-	+ 10.8 ポイント																																																																															
		映像ソフト	91.5	-	94.1	-	96.0	-	+ 4.5 ポイント																																																																															
<p>13～14条(団体表示図書類)</p> <p>・青少年に有害のおそれのある粗暴性、残虐性を有する家庭用ゲームソフトの問題性が指摘され、平成17年6月に家庭用ゲームソフト「グランド・セフト・オートⅢ」を有害図書類として個別指定した。しかし、大量に流通する家庭用ゲームソフトについて、個別指定だけで適切な対応を図ることは難しいため、知事が指定する業界団体が、「粗暴性、残虐性を有し、青少年に不適当である」と審査した家庭用ゲームソフトを、何人も青少年に販売したり、貸したり、見せたりしない努力義務と陳列場所の努力義務を平成20年に規定した。</p>	<p>13～14条(団体表示図書類)</p> <p>【団体表示図書類(Z区分ゲーム)の区分陳列・18歳未満販売禁止等の表示の状況】</p> <table border="1" data-bbox="797 1220 1272 1335"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H29</th> <th>R1</th> <th>H27→R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分陳列している</td> <td>85.8</td> <td>84.1</td> <td>81.3</td> <td>▲ 4.5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>18歳未満販売禁止等の表示がある</td> <td>89.5</td> <td>89.9</td> <td>92.3</td> <td>+ 2.8 ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>※青少年課「社会環境実態調査結果」より</p> <p>○ 禁止表示が高水準で推移する一方で、区分陳列についてやや後退が見られる。</p>		H27	H29	R1	H27→R1	区分陳列している	85.8	84.1	81.3	▲ 4.5 ポイント	18歳未満販売禁止等の表示がある	89.5	89.9	92.3	+ 2.8 ポイント	<p>13～14条(団体表示図書類)</p> <p>【特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構による審査の対象となるゲーム(例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社セガゲームスドリームキャスト ・株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメントプレイステーション等 ・任天堂株式会社 Nintendo Switch等 ・日本マイクロソフト株式会社 Xbox等 ・パソコンメーカー各社、携帯電話メーカー各社、クラウドゲーム・サービス提供各社 																																																																							
	H27	H29	R1	H27→R1																																																																																				
区分陳列している	85.8	84.1	81.3	▲ 4.5 ポイント																																																																																				
18歳未満販売禁止等の表示がある	89.5	89.9	92.3	+ 2.8 ポイント																																																																																				

【資料5】青少年保護育成条例 制定の趣旨・直近5年間の状況・社会状況

制定の趣旨	直近5年間における条例の施行の状況	条例に関連する社会状況の推移														
<p>15条(有害がん具類)</p> <p>・刃物類については銃砲刀剣類所持等取締法によって、一定の規格以上のものは取締りの対象となっているが、同法に触れない刃物類や、法では全く規制されないがん具、器具類が非行に用いられ、また、青少年の健全な性観念を阻害するおそれのある性的がん具類が販売されている実情を踏まえ、こうしたがん具等を有害がん具類として指定し、青少年への販売等を禁止することを、平成8年に規定した。</p> <p>【罰則】販売等違反_30万円以下の罰金</p>	<p>15条(有害がん具類)</p> <p>【個別指定】</p> <p>・青少年の健全育成を阻害するおそれがあるものとして、児童福祉審議会社会環境部会への諮問・答申を経て指定をしたもの</p> <p>・R3.8現在バタフライナイフ、エアソフトガンを指定(最新H18.2指定)</p> <p>・宝塚ボウガン殺傷事件(R2.6)のクロスボウ(ボウガン)に見られるように、本来の目的から外れた使用により有害性が認められそうな場合にも、青少年だけの問題・有害性なのかを慎重に検討していく必要がある。</p> <p>【包括指定】</p> <p>・多種多様な性的がん具類が販売されている現状では、個別指定では十分な防止効果が期待できないことから、一定の基準にあるものを包括的に有害がん具類としている。(大人のおもちゃ、使用済み下着等)</p>	<p>15条(有害がん具類)</p> <p>【青少年保護育成条例などでクロスボウ所持を規制している自治体】</p> <p>・宝塚ボウガン殺傷事件以前:茨城、栃木、静岡、石川、三重、滋賀、島根、広島、福岡、熊本、大分、宮崎、沖縄(13)</p> <p>・宝塚ボウガン殺傷事件以後:富山、福井、岐阜、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、徳島、愛媛(10)</p> <p>・クロスボウ所有者届け出の義務化も(兵庫県R2.10条例成立)</p> <p>・R3. 6銃砲刀剣類所持等取締法改正により、クロスボウの所持が原則禁止、許可制へ(施行は、R3. 6. 16から9か月以内)</p>														
<p>16～19条(図書類・がん具類の自動販売機)</p> <p>・自動販売機等は、店頭における対面販売とは異なり、収納されている図書類又はがん具(がん具用銃砲、弓矢、吹矢、手錠、がん具煙火(花火)等)類を誰もが自由に買うことができることから、自動販売機等に青少年の健全育成上好ましくない図書類等を収納し、青少年の目に触れやすい場所に設置されると、いたずらに青少年の好奇心をそそり、好ましくない図書類を手にする機会が多くなること、また、図書類等の自動販売機等が地域の青少年の健全育成を進めるための環境浄化活動の阻害要因として様々な問題を惹起してきた実態を踏まえ、届出及び収納の禁止を平成8年に規定した。</p> <p>・平成17年の条例改正により、学校などの周辺200m以内に自動販売機の設置をしない努力義務や、定義規定の条文の中で、遠隔監視システムも自動販売機である旨を規定するなど規制が強化され、平成22年の条例全面改正では新たに、自動販売機に対する撤去命令を新設した。</p> <p>【罰則】届出義務違反_20万円以下の罰金、変更・廃止届出義務違反_20万円以下の罰金、自販機等表示義務違反_10万円以下の罰金、表示変更義務違反_10万円以下の罰金、収納禁止違反_30万円以下の罰金、除去義務違反_30万円以下の罰金</p>	<p>16～19条(図書類・がん具類の自動販売機)</p> <p>・撤去命令 直近5年間 実績なし</p> <p>・現在、県内には図書類・がん具(がん具用銃砲、弓矢、吹矢、手錠、がん具煙火(花火)等)類を収納する自動販売機は設置されていない。</p>	<p>16～19条(図書類・がん具類の自動販売機)</p> <p>【(全国)有害図書类等自動販売機台数】</p> <table border="1" data-bbox="1467 858 2114 916"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>H27→R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国台数</td> <td>3,312</td> <td>2,791</td> <td>2,031</td> <td>1,735</td> <td>1,579</td> <td>▲ 1,733 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※長野県調査結果より</p> <p>○ 全国的に減少傾向となっている。(R1で調査終了)</p>		H27	H28	H29	H30	R1	H27→R1	全国台数	3,312	2,791	2,031	1,735	1,579	▲ 1,733 台
	H27	H28	H29	H30	R1	H27→R1										
全国台数	3,312	2,791	2,031	1,735	1,579	▲ 1,733 台										

【資料5】青少年保護育成条例 制定の趣旨・直近5年間の状況・社会状況

制定の趣旨	直近5年間における条例の施行の状況	条例に関連する社会状況の推移																								
<p>20条(有害広告物)</p> <p>・性や暴力を刺激的に扱った映画等の広告が多くなったことを受け、昭和34年に規定した。</p> <p>【罰則】措置命令違反_30万円以下の罰金</p>	<p>20条(有害広告物)</p> <p>・直近5年間 撤去その他命令 実績なし</p>	<p>20条(有害広告物)</p>																								
<p>21条(有害広告文書)</p> <p>・ピンクチラシの戸別頒布が社会問題化したことを受け、戸別頒布の禁止等を平成8年に規定し、頒布行為者のほか広告主等に対して中止その他の必要な措置を命じることができるよう、平成22年に改正を行った。</p> <p>【罰則】措置命令違反_30万円以下の罰金</p>	<p>21条(有害広告文書)</p> <p>・直近5年間 措置命令 実績なし</p>	<p>21条(有害広告文書)</p>																								
<p>22～23条(利用カード)</p> <p>・ツーショットダイヤルなどの無店舗型電話異性紹介営業を青少年に利用させることは風営法で禁じられているが、当該法規制の実効を高めるため、青少年への利用カードの販売等禁止を平成8年に規定した。</p> <p>【罰則】販売等違反_30万円以下の罰金、自販機収納違反_30万円以下の罰金、届出義務違反_20万円以下の罰金、変更・廃止届出義務違反_20万円以下の罰金</p>	<p>22～23条(利用カード)</p> <p>【利用カード販売所届出の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>186</td> <td>121</td> <td>107</td> <td>94</td> <td>89</td> <td>▲ 97 店</td> </tr> </tbody> </table> <p>※青少年課作成 ○ 新規の届出は平成28年度、令和2年度にあり。</p> <p>【利用カード取扱店舗立入実績の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>49</td> <td>26</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>▲ 7 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※青少年課作成 ○ 立入調査を実施しているが、直近5年間(H23～)指導実績なし。条例は遵守されている。</p>	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	186	121	107	94	89	▲ 97 店	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	15	49	26	6	8	▲ 7 件	<p>22～23条(利用カード)</p>
H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																					
186	121	107	94	89	▲ 97 店																					
H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																					
15	49	26	6	8	▲ 7 件																					
<p>24条、25条(深夜外出制限)</p> <p>・青少年の深夜外出に関する大人の禁止行為等を定め、深夜外出に伴う望ましくない誘惑や危害から青少年を守るため、制定時(昭和30年)に規定した。</p> <p>・また、保護者が青少年を深夜に同伴して外出する行為が、当該青少年の生活習慣の乱れを惹起するだけでなく、深夜外出への抵抗感を下げ、将来の単独外出を助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれがあることから、一定の場合を除きこれを制限するため、保護者同伴による深夜外出制限を平成22年に規定した。</p> <p>【罰則】連れ出し等違反_30万円以下の罰金</p>	<p>24条、25条(深夜外出制限)</p> <p>【深夜はいかい補導状況の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22,902</td> <td>21,876</td> <td>21,906</td> <td>19,903</td> <td>15,176</td> <td>▲ 7,726 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県警本部(「少年非行の概要」及び「聞き取り」)により青少年課で作成 ○ 補導人数は着実に減少している。</p>	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	22,902	21,876	21,906	19,903	15,176	▲ 7,726 人	<p>24条、25条(深夜外出制限)</p>												
H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																					
22,902	21,876	21,906	19,903	15,176	▲ 7,726 人																					

【資料5】青少年保護育成条例 制定の趣旨・直近5年間の状況・社会状況

制定の趣旨	直近5年間における条例の施行の状況	条例に関連する社会状況の推移																																																													
<p>26条(深夜営業施設)</p> <p>・多くの深夜営業が増加している中、カラオケボックスやインターネットカフェは、法令の規制もない上、密室性・滞留性を有するなどの営業形態から、特に青少年の夜遊びの受け入れ先となりやすく、深夜外出を誘発助長していることから、深夜の青少年の立入禁止を平成17年に規定した。</p> <p>【罰則】立入制限違反_30万円以下の罰金、表示義務違反_10万円以下の罰金</p>	<p>26条(深夜営業施設)</p> <p>【「18歳未満深夜立入禁止」表示している状況】</p> <table border="1" data-bbox="797 347 1442 416"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H27又はH28→R1又はR2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カラオケボックス</td> <td></td> <td>97.8</td> <td></td> <td>96.0</td> <td></td> <td>86.7</td> <td>▲ 11.1 %</td> </tr> <tr> <td>ネットカフェ</td> <td>98.0</td> <td>98.0</td> <td>93.5</td> <td>92.8</td> <td>98.8</td> <td></td> <td>+ 0.8 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>※青少年課「社会環境実態調査結果」より ○ 高い割合で条例が遵守されているが、カラオケボックスでやや後退している。</p> <p>(再掲)</p> <p>【青少年保護育成条例違反検挙人数推移】</p> <table border="1" data-bbox="797 600 1442 695"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みだらな性行為等(31条関係)</td> <td>143</td> <td>136</td> <td>137</td> <td>131</td> <td>120</td> <td>▲ 23 人</td> </tr> <tr> <td>深夜同行外出(24条関係)</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>9</td> <td>▲ 7 人</td> </tr> <tr> <td>その他(質受け・買い受け等)</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>13</td> <td>+ 10 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県警本部からの聞き取りにより青少年課にて作成 ○ みだらな性行為等の件数は、H28以降減少に転じている。</p>		H27	H28	H29	H30	R1	R2	H27又はH28→R1又はR2	カラオケボックス		97.8		96.0		86.7	▲ 11.1 %	ネットカフェ	98.0	98.0	93.5	92.8	98.8		+ 0.8 %		H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	みだらな性行為等(31条関係)	143	136	137	131	120	▲ 23 人	深夜同行外出(24条関係)	16	22	21	21	9	▲ 7 人	その他(質受け・買い受け等)	3	5	6	7	13	+ 10 人	<p>26条(深夜営業施設)</p>									
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	H27又はH28→R1又はR2																																																								
カラオケボックス		97.8		96.0		86.7	▲ 11.1 %																																																								
ネットカフェ	98.0	98.0	93.5	92.8	98.8		+ 0.8 %																																																								
	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																																																									
みだらな性行為等(31条関係)	143	136	137	131	120	▲ 23 人																																																									
深夜同行外出(24条関係)	16	22	21	21	9	▲ 7 人																																																									
その他(質受け・買い受け等)	3	5	6	7	13	+ 10 人																																																									
<p>27条(個室等営業施設に係る制限等)</p> <p>・風営法の規制を免れる新種の営業(JKビジネス等)が出現し、青少年が性的な被害に遭う事件が発生したことから、有害な個室等営業施設について、知事が指定し、青少年を立ち入らせることや、接客業務に従事させることを禁止するため、平成22年に規定を設けた。(現在まで指定された施設はない。)</p> <p>【罰則】指定施設の立入等制限違反_6月以下の懲役又は30万円以下の罰金、指定施設の表示義務違反_10万円以下の罰金</p>	<p>27条(個室等営業施設に係る制限等)</p> <p>・R3.8時点で「JKビジネス」を冠した店舗は、県内に2店舗存在しており、定期的に立入検査を実施している。</p> <p>【個室等営業施設における内鍵・視野(見通し)の状況】</p> <table border="1" data-bbox="797 879 1644 1023"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R1又はR2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内鍵がないため状況確認可</td> <td>カラオケボックス</td> <td>97.2</td> <td>-</td> <td>95.1</td> <td>-</td> <td>90.3</td> <td>▲ 6.9 ポイント</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ネットカフェ・まんが喫茶</td> <td>90.1</td> <td>75.9</td> <td>80.5</td> <td>67.1</td> <td>-</td> <td>▲ 23.0 ポイント</td> </tr> <tr> <td>見通しが確保できている</td> <td>カラオケボックス</td> <td>97.5</td> <td>-</td> <td>97.9</td> <td>-</td> <td>96.8</td> <td>▲ 0.7 ポイント</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ネットカフェ・まんが喫茶</td> <td>76.9</td> <td>81.9</td> <td>73.6</td> <td>63.2</td> <td>-</td> <td>▲ 13.7 ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>※青少年課「社会環境実態調査結果」より ○ ネットカフェを中心に内鍵がある店舗が増加するとともに個室内を見渡せない店舗が増加している。</p> <p>【個室等営業施設にて発生した福祉犯罪の検挙状況】</p> <table border="1" data-bbox="797 1129 1509 1219"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カラオケボックス</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>+ 0 件</td> </tr> <tr> <td>ネットカフェ・まんが喫茶</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>+ 7 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県警本部への照会結果による ○ カラオケボックスで横ばい状態にある。</p>			H28	H29	H30	R1	R2	H28→R1又はR2	内鍵がないため状況確認可	カラオケボックス	97.2	-	95.1	-	90.3	▲ 6.9 ポイント		ネットカフェ・まんが喫茶	90.1	75.9	80.5	67.1	-	▲ 23.0 ポイント	見通しが確保できている	カラオケボックス	97.5	-	97.9	-	96.8	▲ 0.7 ポイント		ネットカフェ・まんが喫茶	76.9	81.9	73.6	63.2	-	▲ 13.7 ポイント		H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	カラオケボックス	10	8	8	8	10	+ 0 件	ネットカフェ・まんが喫茶	2	6	3	5	9	+ 7 件	<p>27条(個室等営業施設に係る制限等)</p>
		H28	H29	H30	R1	R2	H28→R1又はR2																																																								
内鍵がないため状況確認可	カラオケボックス	97.2	-	95.1	-	90.3	▲ 6.9 ポイント																																																								
	ネットカフェ・まんが喫茶	90.1	75.9	80.5	67.1	-	▲ 23.0 ポイント																																																								
見通しが確保できている	カラオケボックス	97.5	-	97.9	-	96.8	▲ 0.7 ポイント																																																								
	ネットカフェ・まんが喫茶	76.9	81.9	73.6	63.2	-	▲ 13.7 ポイント																																																								
	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																																																									
カラオケボックス	10	8	8	8	10	+ 0 件																																																									
ネットカフェ・まんが喫茶	2	6	3	5	9	+ 7 件																																																									

【資料5】青少年保護育成条例 制定の趣旨・直近5年間の状況・社会状況

制定の趣旨	直近5年間における条例の施行の状況	条例に関連する社会状況の推移												
<p>27条の2～6（有害役務提供営業を営む者の禁止行為等（JKビジネス関連））</p> <p>・青少年の性を売り物とするいわゆる「JKビジネス」については、平成22年10月に本条例を改正し、個室性のある営業について規制を設け対応していたが、都内において個室でない営業や無店舗型の営業が登場。</p> <p>・平成28年度に「JKビジネス」を規制する東京都条例が成立し、本県でも有害役務提供の規制を平成30年に規定した。</p> <p>【罰則】青少年の従事等違反_6月以下の懲役又は30万円以下の罰金、青少年の勧誘違反_30万円以下の罰金、名簿の調製等違反_10万円以下の罰金、営業停止命令違反_1年以下の懲役または50万円以下の罰金</p>	<p>27条の2～6（有害役務提供営業を営む者の禁止行為等（JKビジネス関連））</p> <p>・R3.8時点で「JKビジネス」を冠した無店舗型は、県内に存在していない。</p>	<p>27条の2～6（有害役務提供営業を営む者の禁止行為等（JKビジネス関連））</p>												
<p>28条（質受け、買受け等の禁止）</p> <p>・青少年の不健全な遊興等に消費する金銭等の入手経路となるおそれがあり、また、正当な労働等によらず多額な金銭を入手することで、その倫理観や労働観を失わせるおそれもあることから、これらの行為を禁止するため、制定時（昭和30年）に規定した。</p> <p>【罰則】質受け、買受等違反_20万円以下の罰金</p>	<p>28条（質受け、買受け等の禁止）</p> <p>【質受・買受の制限違反検挙数】</p> <table border="1" data-bbox="792 740 1249 794"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>▲1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県警本部から「聞き取り」により青少年課で作成 ○ 件数は少ないが、検挙実績がある。</p>	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	1	1	0	3	0	▲1人	<p>28条（質受け、買受け等の禁止）</p>
H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2									
1	1	0	3	0	▲1人									
<p>29条（着用済み下着等の買受け等の禁止）</p> <p>・青少年の不健全な遊興等に消費する金銭等の入手経路となるおそれがあり、また、正当な労働等によらず多額な金銭を入手することで、その倫理観や労働観を失わせるおそれもあることから、これらの行為を禁止するため、八都県市首脳会議における共通の取組みとして平成17年に規定した。</p> <p>【罰則】買受等違反_30万円以下の罰金</p>	<p>29条（着用済み下着等の買受け等の禁止）</p> <p>【着用済み下着等の買受け等の禁止違反検挙数】</p> <table border="1" data-bbox="792 1007 1182 1061"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>+8人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県警本部から「聞き取り」により青少年課で作成 ○ 取引は実店舗からネット上に移っており、県警察によりサイバー・パトロールが行われている。</p>	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	1	3	2	3	9	+8人	<p>29条（着用済み下着等の買受け等の禁止）</p>
H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2									
1	3	2	3	9	+8人									

【資料5】青少年保護育成条例 制定の趣旨・直近5年間の状況・社会状況

制定の趣旨	直近5年間に於ける条例の施行の状況	条例に関連する社会状況の推移												
<p>30条(入れ墨の禁止)</p> <p>・一度施すと青少年の身体に消すことのできない傷跡を残し、社会復帰の妨げとなること等が考えられることから、青少年に対する入れ墨を禁止するため、昭和43年に規定した。</p> <p>【罰則】入れ墨・勧誘・周旋違反_1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p>	<p>30条(入れ墨の禁止)</p> <p>【入れ墨の禁止違反検挙数】</p> <table border="1" data-bbox="792 368 1178 424"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>+1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県警本部から「聞き取り」により青少年課で作成 ○ 数は少ないが、近年は毎年実績がある。</p>	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	0	0	1	1	1	+1人	<p>30条(入れ墨の禁止)</p> <p>・「タトゥ」や「アートメイク」(皮膚に針を用いて色素を注入し眉・唇等を美しく見せる)なども当該規制の対象。</p>
H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2									
0	0	1	1	1	+1人									
<p>31条(みだらな性行為等の禁止)</p> <p>・制定時(昭和30年)に、罰則のない訓示規定として規定された。昭和50年代になると、少女売春など青少年の性に関する非行が氾濫し、大きな社会問題となってきた。</p> <p>・このような問題は一部の好ましくない大人の身勝手な行為により、青少年の健全育成を阻害するものであり、青少年の福祉を守る上から十分配慮しなければならないことから、「みだらな性行為・わいせつな行為」の構成要件を明確にし、昭和53年に罰則規定を設けた。青少年にみだらな性行為やわいせつな行為をした者に対しては、地方自治法上、条例で定め得る上限の罰則となっている。</p> <p>【罰則】みだらな性行為等禁止_2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、(見せる、教える)_1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p>	<p>31条(みだらな性行為等の禁止)</p> <p>【みだらな性行為等禁止違反検挙数】</p> <table border="1" data-bbox="792 632 1267 687"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>143</td> <td>136</td> <td>137</td> <td>131</td> <td>120</td> <td>▲23人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県警本部から「聞き取り」により青少年課で作成 ○ 青少年保護育成条例違反による検挙数の中で最も多く、平成28年に急増した。</p>	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	143	136	137	131	120	▲23人	<p>31条(みだらな性行為等の禁止)</p> <p>・平成29年に刑法第177条の「強姦罪」が「強制性交等罪」に改正され、規制する行為が「陰性交」「口腔性交」「肛門性交」に拡大。「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」の新設。</p>
H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2									
143	136	137	131	120	▲23人									

【資料5】青少年保護育成条例 制定の趣旨・直近5年間の状況・社会状況

制定の趣旨	直近5年間における条例の施行の状況	条例に関連する社会状況の推移
<p>31条の2(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)</p> <p>・インターネットを通じて青少年が言葉巧みにだまされたり、脅かされたりして、自分の下着姿や裸を撮影させられた上、メールやSNS等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」を未然に防止するために、児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止を令和元年に規定した。</p> <p>【罰則】自画撮り画像の提供を求める行為違反_30万円以下の罰金</p>	<p>31条の2(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)</p> <p>・R2 検挙実績1件(県警本部からの聞き取りによる)</p>	<p>31条の2(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)</p>
<p>32条(場所の提供等の禁止)</p> <p>・青少年から下着等を買受ける行為や、青少年に対するみだらな性行為等がなされることを知って、その場所を提供する等、これらの行為を助長することを禁止するため、昭和53年に規定した。</p> <p>【罰則】着用済み下着等の買受け等に用する場所提供_30万円以下の罰金、みだらな性行為等に用する場所提供_1年以下の懲役または50万円以下の罰金</p>	<p>32条(場所の提供等の禁止)</p> <p>・R2 検挙実績1件(県警本部からの聞き取りによる)</p>	<p>32条(場所の提供等の禁止)</p>
<p>33条(風俗店への勧誘禁止)</p> <p>・青少年を性風俗店などで接客業務に従事させ、又はホストクラブなどの客として立ち入らせることは風営法で禁じられているが、その勧誘行為を禁止し、青少年とこれらの営業との接点を断ち、当該法規制の実効を高めるため、平成17年に規定した。</p> <p>【罰則】性風俗関連特殊営業勧誘禁止_30万円以下の罰金</p>	<p>33条(風俗店への勧誘禁止)</p> <p>・直近5年間 検挙実績なし(県警本部からの聞き取りによる)</p>	<p>33条(風俗店への勧誘禁止)</p>
<p>34条(有害薬品類等の販売等の禁止)</p> <p>・毒物及び劇物取締法により規制されているトルエン、シンナーなどの有機溶剤以外の有機溶剤は、催眠、興奮、幻覚等の作用を持っているものの、同法により規制されていないため、その濫用により、青少年が心身の健康を損なうことを防ぐため、昭和44年に規定した。</p> <p>【罰則】販売等禁止_20万円以下の罰金</p>	<p>34条(有害薬品類等の販売等の禁止)</p> <p>・直近5年間 検挙実績なし(県警本部からの聞き取りによる)</p>	<p>34条(有害薬品類等の販売等の禁止)</p>

【資料5】青少年保護育成条例 制定の趣旨・直近5年間の状況・社会状況

制定の趣旨	直近5年間における条例の施行の状況	条例に関連する社会状況の推移																																																																																																																					
<p>35～41条(青少年の健全な育成のためのインターネット利用環境の整備の促進等)</p> <p>・情報通信機器が日常生活に不可欠になり、各家庭に普及するとともに、インターネットカフェなどの業態が出現し、青少年がインターネット情報に接する機会が著しく増加していた。</p> <p>・インターネットを介した情報の中には有害情報も多く、青少年が有害情報を介して犯罪被害に遭う等の弊害も生じていたことから、保護者の責務等を平成17年に規定した。</p> <p>・スマートフォンやアプリ・講習無線LAN経由のインターネット接続が急速に普及し、青少年がスマートフォンを利用する際のフィルタリング利用率が低迷している状況に対応するため、青少年インターネット環境整備法が平成29年6月に改正され、フィルタリング有効化措置実施義務や携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の説明義務などについて規定されたことに伴い、平成29年12月に条例改正した。</p>	<p>35～41条(青少年の健全な育成のためのインターネット利用環境の整備の促進等)</p> <p>【出会い系サイト等を利用した事件の被害児童推移】</p> <table border="1" data-bbox="792 371 1361 451"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティサイト</td> <td>166</td> <td>206</td> <td>190</td> <td>200</td> <td>167</td> <td>+ 1 件</td> </tr> <tr> <td>出会い系サイト</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>▲ 17 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県警本部から「聞き取り」により青少年課で作成 ○ 出会い系サイトが少数となる一方で、コミュニティサイトが増加傾向にある。</p> <p>【フィルタリングを設定していない割合(保護者)】</p> <table border="1" data-bbox="792 563 1384 655"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R1→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自分の子どもが携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末等を使用する際に、フィルタリングを設定していない。</td> <td>41.9</td> <td>45.4</td> <td>+ 3.5 ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>※青少年課「青少年を取り巻く問題と保護者の意識に関するWEB調査」より ○ 設定していない割合が5割弱ある。</p> <p>【フィルタリングの要否に係る認識「必要だと思わない割合」(保護者)】</p> <table border="1" data-bbox="792 767 1429 1169"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H29→H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自分の子どもがインターネットを利用する際に、フィルタリングサービスの利用が必要だと思わない。</td> <td>11</td> <td>12.7</td> <td>+ 1.7 ポイント</td> </tr> <tr> <td>フィルタリングを利用しなくても、子どもの適切なインターネット利用を管理できるため</td> <td>41.1</td> <td>30.0</td> <td>▲ 11.1 ポイント</td> </tr> <tr> <td>子どもが仕事や日常生活で著しい支障をきたすため</td> <td>11.4</td> <td>8.8</td> <td>▲ 2.6 ポイント</td> </tr> <tr> <td>フィルタリングの設定はカスタマイズが難しいため</td> <td>4.6</td> <td>7.7</td> <td>+ 3.1 ポイント</td> </tr> <tr> <td>子どもから解除してほしいと頼まれたため</td> <td>5.9</td> <td>6.7</td> <td>+ 0.8 ポイント</td> </tr> <tr> <td>フィルタリングサービス自体を知らなかったため</td> <td>0.5</td> <td>4.4</td> <td>+ 3.9 ポイント</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7.3</td> <td>5.1</td> <td>▲ 2.2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>特に理由はない</td> <td>38.4</td> <td>43.4</td> <td>+ 5.0 ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>※青少年課「青少年を取り巻く問題と保護者の意識に関するWEB調査」より ○ 必要だと思わない割合が一定数あり、特に理由がない割合が高い。</p> <p>【インターネットカフェのフィルタリング導入率】</p> <table border="1" data-bbox="792 1281 1216 1337"> <thead> <tr> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>H27→R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78.6</td> <td>78.6</td> <td>78.5</td> <td>75.2</td> <td>76.5</td> <td>▲ 2.1 ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>※青少年課「社会環境実態調査結果」より ○ 横ばい傾向にある。</p>		H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	コミュニティサイト	166	206	190	200	167	+ 1 件	出会い系サイト	20	8	6	7	3	▲ 17 件		R1	R2	R1→R2	自分の子どもが携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末等を使用する際に、フィルタリングを設定していない。	41.9	45.4	+ 3.5 ポイント		H29	H30	H29→H30	自分の子どもがインターネットを利用する際に、フィルタリングサービスの利用が必要だと思わない。	11	12.7	+ 1.7 ポイント	フィルタリングを利用しなくても、子どもの適切なインターネット利用を管理できるため	41.1	30.0	▲ 11.1 ポイント	子どもが仕事や日常生活で著しい支障をきたすため	11.4	8.8	▲ 2.6 ポイント	フィルタリングの設定はカスタマイズが難しいため	4.6	7.7	+ 3.1 ポイント	子どもから解除してほしいと頼まれたため	5.9	6.7	+ 0.8 ポイント	フィルタリングサービス自体を知らなかったため	0.5	4.4	+ 3.9 ポイント	その他	7.3	5.1	▲ 2.2 ポイント	特に理由はない	38.4	43.4	+ 5.0 ポイント	H27	H28	H29	H30	R1	H27→R1	78.6	78.6	78.5	75.2	76.5	▲ 2.1 ポイント	<p>35～41条(青少年の健全な育成のためのインターネット利用環境の整備の促進等)</p> <p>【①携帯電話等の所有率、②その内スマートフォンが占める率】</p> <table border="1" data-bbox="1464 371 1935 539"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H30</th> <th>H27→H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 小学生(4～6年生)</td> <td>60.2</td> <td>62.3</td> <td>+ 2.1 ポイント</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>79.8</td> <td>86.1</td> <td>+ 6.3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>96.9</td> <td>98.2</td> <td>+ 1.3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>② 小学生(4～6年生)</td> <td>23.0</td> <td>35.9</td> <td>+ 12.9 ポイント</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>70.5</td> <td>88.0</td> <td>+ 17.5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>90.9</td> <td>96.1</td> <td>+ 5.2 ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県教育委員会調査(携帯電話等及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート)より ○ 小中学生のスマートフォンが占める率の伸長率が顕著(2桁ポイント)</p> <p>【フィルタリングの認知「知っていた」の割合(保護者)】</p> <table border="1" data-bbox="1464 683 1906 738"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>59.9</td> <td>60.3</td> <td>56.2</td> <td>60.2</td> <td>62.3</td> <td>+ 2.4 ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R2青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)より ○ 全国的に認知度は横ばい傾向にある。</p>		H27	H30	H27→H30	① 小学生(4～6年生)	60.2	62.3	+ 2.1 ポイント	中学生	79.8	86.1	+ 6.3 ポイント	高校生	96.9	98.2	+ 1.3 ポイント	② 小学生(4～6年生)	23.0	35.9	+ 12.9 ポイント	中学生	70.5	88.0	+ 17.5 ポイント	高校生	90.9	96.1	+ 5.2 ポイント	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	59.9	60.3	56.2	60.2	62.3	+ 2.4 ポイント
	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																																																																																																																	
コミュニティサイト	166	206	190	200	167	+ 1 件																																																																																																																	
出会い系サイト	20	8	6	7	3	▲ 17 件																																																																																																																	
	R1	R2	R1→R2																																																																																																																				
自分の子どもが携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末等を使用する際に、フィルタリングを設定していない。	41.9	45.4	+ 3.5 ポイント																																																																																																																				
	H29	H30	H29→H30																																																																																																																				
自分の子どもがインターネットを利用する際に、フィルタリングサービスの利用が必要だと思わない。	11	12.7	+ 1.7 ポイント																																																																																																																				
フィルタリングを利用しなくても、子どもの適切なインターネット利用を管理できるため	41.1	30.0	▲ 11.1 ポイント																																																																																																																				
子どもが仕事や日常生活で著しい支障をきたすため	11.4	8.8	▲ 2.6 ポイント																																																																																																																				
フィルタリングの設定はカスタマイズが難しいため	4.6	7.7	+ 3.1 ポイント																																																																																																																				
子どもから解除してほしいと頼まれたため	5.9	6.7	+ 0.8 ポイント																																																																																																																				
フィルタリングサービス自体を知らなかったため	0.5	4.4	+ 3.9 ポイント																																																																																																																				
その他	7.3	5.1	▲ 2.2 ポイント																																																																																																																				
特に理由はない	38.4	43.4	+ 5.0 ポイント																																																																																																																				
H27	H28	H29	H30	R1	H27→R1																																																																																																																		
78.6	78.6	78.5	75.2	76.5	▲ 2.1 ポイント																																																																																																																		
	H27	H30	H27→H30																																																																																																																				
① 小学生(4～6年生)	60.2	62.3	+ 2.1 ポイント																																																																																																																				
中学生	79.8	86.1	+ 6.3 ポイント																																																																																																																				
高校生	96.9	98.2	+ 1.3 ポイント																																																																																																																				
② 小学生(4～6年生)	23.0	35.9	+ 12.9 ポイント																																																																																																																				
中学生	70.5	88.0	+ 17.5 ポイント																																																																																																																				
高校生	90.9	96.1	+ 5.2 ポイント																																																																																																																				
H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																																																																																																																		
59.9	60.3	56.2	60.2	62.3	+ 2.4 ポイント																																																																																																																		

【資料5】青少年保護育成条例 制定の趣旨・直近5年間の状況・社会状況

制定の趣旨	直近5年間における条例の施行の状況	条例に関連する社会状況の推移																					
<p>42条(関係者等との協力体制の整備)</p> <p>・第3条(県の責務)である、関係機関・関係団体との連携・協力を具体的に進めるため、県が協力体制の整備に努めることとし、平成22年に規定した。</p>	<p>42条(関係者等との協力体制の整備)</p> <p>・かながわ社会環境健全化推進会議の構成員(県・市町村・民間)_34団体(令和3年～。平成8年発足当時は24団体)</p> <p>・また上記推進会議内に、青少年のインターネット利用環境に係る周知啓発活動を中心に各団体の取組みの共有や研修会の開催に取り組む「青少年インターネット利用検討委員会」を、令和元年7月に設置。</p>	<p>42条(関係者等との協力体制の整備)</p>																					
<p>43条(青少年指導員等)</p> <p>・地域の間人関係が希薄化している中で、地域の青少年健全育成活動の重要性にかんがみ、平成22年に規定した。</p>	<p>43条(青少年指導員等)</p> <p>【青少年指導員の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委嘱予定数</td> <td>5,501</td> <td>5,501</td> <td>5,492</td> <td>5,492</td> <td>5,492</td> <td>▲ 9 件</td> </tr> <tr> <td>委嘱人数</td> <td>4,881</td> <td>5,256</td> <td>5,081</td> <td>5,209</td> <td>4,994</td> <td>+ 113 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※青少年課データより ○ 5千名前後の青少年指導員が活動している。</p>		H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	委嘱予定数	5,501	5,501	5,492	5,492	5,492	▲ 9 件	委嘱人数	4,881	5,256	5,081	5,209	4,994	+ 113 件	<p>43条(青少年指導員等)</p>
	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																	
委嘱予定数	5,501	5,501	5,492	5,492	5,492	▲ 9 件																	
委嘱人数	4,881	5,256	5,081	5,209	4,994	+ 113 件																	
<p>44条(青少年関係団体等への協力依頼)</p> <p>・規制対象となる営業所の取り組み状況等を広く関係者の協力により把握し、条例の実効性を高めることを目的として、平成17年に規定した。</p>	<p>44条(青少年関係団体等への協力依頼)</p>	<p>44条(青少年関係団体等への協力依頼)</p>																					
<p>45条(調査等の要請)</p> <p>・青少年の健全育成を阻害している営業所を、県内全域にわたって県が常に把握することは困難であるため、青少年指導員等の活動の重要性にかんがみ、知事や警察署長に対して、このような営業所への調査、指導等を行うよう要請できることとし、平成22年に規定した。</p>	<p>45条(調査等の要請)</p> <p>・直近5年間、調査等の要請実績ないが社会環境実態調査において、問題があった店舗については、要請に係わらず、県職員等が改めて立入調査を実施し、確認と改善指導を行っている。</p>	<p>45条(調査等の要請)</p>																					

【資料5】青少年保護育成条例 制定の趣旨・直近5年間の状況・社会状況

制定の趣旨	直近5年間における条例の施行の状況	条例に関連する社会状況の推移																					
<p>46条(非行等の未然防止等に係る保護者の努力義務)</p> <p>・保護者の責任によって青少年の非行等を未然に防止することを規定するとともに、困難な事態が生じたときには早期に学校や警察署などに相談して助言を得るよう促すため、平成22年に規定した。</p>	<p>46条(非行等の未然防止等に係る保護者の努力義務)</p> <p>・県HPや保護者向けチラシに県や県警察等の相談機関の情報を掲載している。</p>	<p>46条(非行等の未然防止等に係る保護者の努力義務)</p>																					
<p>47条(保護者等の通知義務)</p> <p>・覚醒剤、シンナーなどの薬物や凶器の所持・使用は、非行の中でも特に自己又は他人の心身に対して危害を及ぼすおそれが高い行為であることから、特に保護者等の義務として制定時(昭和30年)に規定した。</p>	<p>47条(保護者等の通知義務)</p>	<p>47条(保護者等の通知義務)</p>																					
<p>48条(青少年の保護)</p> <p>・警察官等が、条例の規定に抵触する青少年を発見した場合等において、保護者と連絡を図りながら当該青少年を保護することができる旨を制定時(昭和30年)に規定した。</p>	<p>48条(青少年の保護)</p> <p>(再掲)</p> <p>【非行少年等の検挙・補導状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①非行少年</td> <td>3,276</td> <td>2,814</td> <td>2,352</td> <td>1,953</td> <td>1,788</td> <td>▲1,488 人</td> </tr> <tr> <td>②不良行為少年</td> <td>37,572</td> <td>37,559</td> <td>37,412</td> <td>34,937</td> <td>32,574</td> <td>▲4,998 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県警本部(「少年非行の概要」及び「聞き取り」)により青少年課で作成</p> <p>①犯罪少年(罪を犯した14歳以上20歳未満の少年)、触法少年(刑罰法令(刑法犯、特別法犯)に触れる行為をした14歳未満の少年)及びぐ犯少年(少年法に定める一定要件に該当し、かつ、性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年)の総称。</p> <p>②非行少年に該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年。</p> <p>○ それぞれ検挙・補導人数は減少している。</p>		H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	①非行少年	3,276	2,814	2,352	1,953	1,788	▲1,488 人	②不良行為少年	37,572	37,559	37,412	34,937	32,574	▲4,998 人	<p>48条(青少年の保護)</p>
	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																	
①非行少年	3,276	2,814	2,352	1,953	1,788	▲1,488 人																	
②不良行為少年	37,572	37,559	37,412	34,937	32,574	▲4,998 人																	
<p>49条(立ち直り支援の促進)</p> <p>・非行等のある青少年が立ち直るための取組を促進するため、平成22年に規定した。</p>	<p>49条(立ち直り支援の促進)</p> <p>・「かながわ子ども・若者総合センター」、「県警察ユーステレホンコーナー(神奈川県少年相談・保護センター)」等の立ち直り支援に取り組んでいる関係機関の情報を保護者チラシやホームページを活用して発信している。</p>	<p>49条(立ち直り支援の促進)</p>																					

【資料5】青少年保護育成条例 制定の趣旨・直近5年間の状況・社会状況

制定の趣旨	直近5年間における条例の施行の状況	条例に関連する社会状況の推移																												
<p>50条(児童福祉審議会への諮問)</p> <p>・有害図書類等の指定や措置命令などの規制は、表現の自由や営業の自由などの憲法の保障する基本的人権と関わるものであるため、その実施について、慎重・公正を期するため、条例制定時(昭和30年)に規定された。(制定時は、有害図書、有害興行を指定する場合の規定)</p>	<p>50条(児童福祉審議会への諮問)</p> <p>・直近5年間(H25.2～)指定、その他撤去命令(図書類自販機等の撤去命令)等実績なし</p>	<p>50条(児童福祉審議会への諮問)</p>																												
<p>51条(立入調査)</p> <p>・規制の遵守状況等の確認と指導など、行政上の指導監督を目的として行うものであり、条例の効果的な運用を図るために必要であることから、制定時(昭和30年)に規定。</p> <p>・県が実施する各種調査などに応じて計画的に、また、県民からの情報提供等に基づき、随時実施しており、違反業者等に対する指導等を行っている。</p> <p>【罰則】調査拒否等_10万円以下の罰金</p>	<p>51条(立入調査)</p> <p>【立入調査等の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入件数</td> <td>512</td> <td>502</td> <td>627</td> <td>464</td> <td>246</td> <td>▲ 266 件</td> </tr> <tr> <td>指導件数</td> <td>84</td> <td>117</td> <td>131</td> <td>120</td> <td>61</td> <td>▲ 23 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※青少年課データより ○ 令和2年度件数は、新型コロナウイルスの影響が背景にある。</p>		H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	立入件数	512	502	627	464	246	▲ 266 件	指導件数	84	117	131	120	61	▲ 23 件	<p>51条(立入調査)</p>							
	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																								
立入件数	512	502	627	464	246	▲ 266 件																								
指導件数	84	117	131	120	61	▲ 23 件																								
<p>52条(規則委任)</p> <p>・神奈川県青少年保護育成条例施行規則において定められている。</p>	<p>52条(規則委任)</p>	<p>52条(規則委任)</p>																												
<p>53条(罰則)</p> <p>・この条例が関係者によって確実に守られ、この条例の目的が達成されることを確保するため、制定時(昭和30年)に規定した。平成22年の改正において、全国的な水準にあわせて引き上げ等を行っている。</p>	<p>53条(罰則)</p> <p>(再掲)</p> <p>【青少年保護育成条例違反検挙人数推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>H28→R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みだらな性行為等(31条関係)</td> <td>143</td> <td>136</td> <td>137</td> <td>131</td> <td>120</td> <td>▲ 23 人</td> </tr> <tr> <td>深夜同行外出(24条関係)</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>9</td> <td>▲ 7 人</td> </tr> <tr> <td>その他(質受け・買い受け等)</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>13</td> <td>+ 10 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県警本部からの聞き取りにより青少年課にて作成 ○ みだらな性行為等の件数は、H28以降減少に転じている。</p>		H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2	みだらな性行為等(31条関係)	143	136	137	131	120	▲ 23 人	深夜同行外出(24条関係)	16	22	21	21	9	▲ 7 人	その他(質受け・買い受け等)	3	5	6	7	13	+ 10 人	<p>53条(罰則)</p>
	H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2																								
みだらな性行為等(31条関係)	143	136	137	131	120	▲ 23 人																								
深夜同行外出(24条関係)	16	22	21	21	9	▲ 7 人																								
その他(質受け・買い受け等)	3	5	6	7	13	+ 10 人																								

【資料5】青少年保護育成条例 制定の趣旨・直近5年間の状況・社会状況

制定の趣旨	直近5年間における条例の施行の状況	条例に関連する社会状況の推移
<p>54条(両罰規定)</p> <p>・従業者は、営業者の営業方針に従い、その管理下で営業に従事するものであるため、従業者の違反行為をもって、両者を罰することとし、条例の実効性を確保するため、昭和31年に規定した。</p>	<p>54条(両罰規定)</p>	<p>54条(両罰規定)</p>
<p>55条(適用除外)</p> <p>・この条例は、青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為から青少年を守ることを目的とするものであるため、条例に抵触した青少年の責任は、罰則を科して問うことはしない旨を制定時(昭和30年)に規定した。条例の基本的な性格を示す規定。</p>	<p>55条(適用除外)</p>	<p>55条(適用除外)</p>